

# 奈良市公報

号外第4号 令和5年3月訓令甲等

令和6年3月13日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 訓令甲

月日	番号	件名	主管
3 17	1	奈良市辞令式の一部を改正する訓令	人事課
3 22	2	奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	人事課
3 30	3	奈良市特定個人情報等監査実施規程を廃止する訓令	総務課
3 31	4	奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課

### 監査

月日	番号	件名
3 24	3	奈良市監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程

### 公平委員会

月日	番号	件名
3 31	1	奈良市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則
3 31	2	職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

### 固定資産評価審査委員会

月日	番号	件名
3 27	1	奈良市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

### 公営企業

月日	番号	件名	主管
3 1	11	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱の一部を改正する告示	給排水課
3 23	3	奈良市企業職員被服貸与規程及び奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程	企業総務課
3 23	4	奈良市公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程	企業総務課
3 23	5	奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程	企業総務課
3 30	6	奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	給排水課
3 30	7	奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程	下水道事業課

3	30	8	奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程	企業総務課
3	30	9	奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程	企業総務課
3	31	10	奈良市企業局プロポーザル審査委員会規程の一部を改正する規程	企業総務課
3	31	11	奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	企業総務課
3	31	12	奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程	企業総務課
3	31	13	奈良市企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	企業総務課
<b>消 防</b>				
月	日	番号	件名	主管
3	31	1	奈良市消防長が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する告示	総務課
3	31	2	奈良市消防長が保有する特定個人情報の保護に関する規程を廃止する告示	総務課
3	31	1	奈良市消防長が保有する個人情報の保護に関する規程	総務課
3	31	2	奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令	総務課
3	31	3	奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令	総務課
3	31	4	奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課
3	31	5	奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	総務課
3	31	6	奈良市消防機械器具に関する規程	消防課
<b>教 育 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	主管
3	24	5	奈良市指定文化財の指定	文化財課
3	27	2	奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則	教育総務課
3	29	3	奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	教育政策課
3	29	4	奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則	教育政策課
3	29	1	奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	教育政策課
<b>選 挙 管 理 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	
3	30	12	奈良市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程	
<b>農 業 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	

3	24	4	奈良市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程
		議	会
月	日	番号	件名
3	31	1	奈良市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 1 号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市辞令式の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市辞令式の一部を改正する訓令

奈良市辞令式（昭和 34 年奈良市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

「

- 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）となる場合（異動前から再任用短時間勤務職員であつた場合を含む。）は、何々（部）何々（課）勤務の次にその職員の 1 週間当たりの勤務時間を（週何々時間勤務）と加える。
- 再任用短時間勤務職員を異動させる場合は、氏名の次にその職員の 1 週間当たりの勤務時間を（週何々時間勤務）と加える。

別表 5 の項中

を

- 「○地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を異動させる場合は、何々（部）何々（課）勤務の次にその職員の 1 週間当たりの勤務時間を（週何々時間勤務）と加える。
- 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員又は附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）となる場合（異動前から暫定再任用短時間勤務職員であつた場合を含む。）は、何々（部）何々（課）勤務の次にその職員の 1 週間当たりの勤務時間を（週何々時間勤務）と加える。」

に改め、同表 22 の項中

- 「(4) 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となつた場合  
期限の定めのない職員となつた
- (5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合  
奈良市職員の定年等に関する条例第 4 条の規定による期限の到来により退職となる

- 「(4) 勤務延長職員が昇任し、降任し、又は転任し、勤務延長職員ではなくなつた場合  
勤務延長されていない職員となつた
- (5) 勤務延長の期限の到来により勤務延長職員が当然退職する場合  
奈良市職員の定年等に関する条例第 4 条第何項の規定による勤務延長の期限の到来により退職となる

のように加える。

22 の 2 管理監督 職勤務上限年齢 到達に伴う降任	(1) 地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項本文の規定による他の職への降任をする場合 地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項本文の規定により何々に降任する 何級に決定する	○降任に伴う勤務場所等に異動のない場合、所属の発令は要しないものとする。
-----------------------------------	--	--------------------------------------

	<p>何号給を給する 何々（部）何々（課）勤務を命ずる</p> <p>(2) 奈良市職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により異動期間を延長する場合 奈良市職員の定年等に関する条例第 9 条第何項の規定により何年何月何日まで異動期間を延長する</p> <p>(3) 異動期間の期限を繰り上げる場合 異動期間の期限を何年何月何日に繰り上げる</p>		
--	---	--	--

別表 23 の項を次のように改める。

<p>23 定年前再任用</p>	<p>(1) 定年前再任用する場合 奈良市職員（週何々時間勤務）に定年前再任用する 何級に決定する 何々（部）何々（課）勤務を命ずる 任期は何年何月何日までとする</p> <p>(2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員が当然に退職する場合 定年前再任用の任期の満了により何年何月何日限り退職となる</p>	<p>○（週何々時間勤務）の何々の部分には、その職員の 1 週間当たりの勤務時間を表示する。</p>
------------------	---	--

別表 23 の項の次に次のように加える。

<p>23 の 2 暫定再任用</p>	<p>(1) 暫定再任用する場合 奈良市職員に暫定再任用する 何級に決定する 何々（部）何々（課）勤務を命ずる 任期は何年何月何日までとする</p> <p>(2) 暫定再任用の任期を更新する場合 暫定再任用の任期を何年何月何日まで更新する</p> <p>(3) 暫定再任用の任期の満了により職員が当然に退職する場合 暫定再任用の任期の満了により何年何月何日限り退職となる</p>	<p>○短時間勤務の職に暫定再任用する場合は、奈良市職員の次にその職員の 1 週間当たりの勤務時間を（週何々時間勤務）と加える。</p>
---------------------	---	--

別表 24 の 3 の項中

「○地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に任用する場合は、氏名の次にその職員の 1 週間当たりの勤務時間を（週何々時間勤務）と加える。」

を

「○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 5 条各行に規定する短時間勤務の職を占める職員に任用する場合は、奈良市職員の次にその職員の 1 週間当たりの勤務時間を（週何々時間勤務）と加える。」

に

改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 3 月 17 日揭示済)

**奈良市訓令甲第2号**庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市職員の勤務時間等に関する規程（昭和44年奈良市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する特例)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、別表備考第2項の短時間勤務の職を占める職員とみなして、この訓令の規定を適用する。

別表備考第2項中「第28条の5第1項に規定する」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月22日揭示済)

**奈良市訓令甲第3号**庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市特定個人情報等監査実施規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和5年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市特定個人情報等監査実施規程を廃止する訓令

奈良市特定個人情報等監査実施規程（平成29年奈良市訓令甲第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月30日揭示済)

**奈良市訓令甲第4号**庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項部長共通の部分の第15号中「並びに」を「及び」に改め、同項福祉部長の部分の第26号中「及び指定介護予防支援事業者」を「指定介護予防支援事業者、第1号訪問事業者及び第1号通所事業者」に改め、同部分の第27号中「及び指定介護予防支援事業者」を「指定介護予防支援事業者、第1号訪問事業者及び第1号通所事業者」に改め、同部分の第38号中「後期高齢者医療健康診査委託料」の次に「及び国民健康保険特定健康診査負担金」を加え、同部分の第45号中「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の次に「(平成13年法律第26号)」を加え、同部分の第46号中「保険給付費」の次に「及び事業費納付金」を加え、同項子ども未来部長の部分中第14号を削り、第15号を第14号とし、同項健康医療部長の部分の第2号中「支払い」を「支払」に改め、同部分の第10号中「健康増進法」の次に「(平成14年法律第103号)」を加え、同部分の第14号中「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「(昭和57年法律第80号)」を加え、同部分に次の1項を加える。

(25) 統計調査員（保健衛生課分に限る。）の任用及び報酬額の決定

第4条第1項都市整備部長の部分の第8号中「奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）」を「奈良市屋外広告物等に関する条例（令和4年奈良市条例第14号）」に改め、同部分の第33号中「（平成13年法律第26号）」を削り、同項建設部長の部分の第7号中「許可」の次に「及び当該行為に係る立入検査」を加え、同条第2項第13号中「母子生活支援施設」を「児童養護施設等及び障害児入所施設等」に改め、同項に次の1号を加える。

(14) 児童福祉法第50条第6号の3、第7号及び第8号の費用の支弁に係る支出負担行為の決定

第6条中「、JR奈良駅周辺整備事務所長及び西大寺駅周辺整備事務所長」を「及び駅周辺整備事務所長」に改め、同条スポーツ振興課長の部分の次に次のように加える。

福祉政策課長

(1) 介護保険法の規定による第1号訪問事業者及び第1号通所事業者の内容の変更の届出の受理

(2) 介護保険法の規定による第1号訪問事業者及び第1号通所事業者の事業の休止及び再開の届出の受理

第6条都市計画課長の部分の第5号中及び第8号中「奈良市屋外広告物条例」を「奈良市屋外広告物等に関する条例」に改め、同条建築指導課長の部分の第10号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同条河川耕地課長の部分に次の1号を加える。

(3) 特定都市河川浸水被害対策法に基づく報告及び資料の提出の要求並びに助言及び勧告

第7条中「、男女共同参画室長」及び「、地籍調査室長」を削り、同条男女共同参画室長の部分及び地籍調査室長部分を削る。

第9条第1項中第10号及び第11号を削る。

第11条第1項第11号中「及び」の次に「当該契約に係る支出負担行為の決定並びに」を加え、同項に次の2号を加える。

(14) 検査員（所属職員に限る。）の指名及び現場監督員の選任

(15) 公の施設の開館時間、入館時間、休館日等の変更及び臨時休館、臨時開館等の決定

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第3号

奈良市監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月24日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	横	井	雄一
同	藤	田	幸代

奈良市監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年奈良市条例第49号）の規定に基づく奈良市監査委員が保有する個人情報の保護については、市長が保有する個人情報の保護の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(奈良市監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程及び奈良市監査委員が保有する特定個人情報の保護に関する規程の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 奈良市監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程（平成14年奈良市監査委員告示第1号）

(2) 奈良市監査委員が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成27年奈良市監査委員告示第14号）

(令和5年3月24日揭示済)

## 公平委員会

奈良市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。  
令和5年3月31日

奈良市公平委員会  
委員長 山 寄 健 二

### 奈良市公平委員会規則第1号

奈良市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第68号）及び奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年奈良市条例第49号）の規定に基づく奈良市公平委員会が保有する個人情報の保護については、市長が保有する個人情報の保護の例による。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
（奈良市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則及び奈良市公平委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則の廃止）
  - 次に掲げる規則は、廃止する。
    - 奈良市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成14年奈良市公平委員会規則第1号）
    - 奈良市公平委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則（平成27年奈良市公平委員会規則第2号）
- （令和5年3月31日揭示済）

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年3月31日

奈良市公平委員会  
委員長 山 寄 健 二

### 奈良市公平委員会規則第2号

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

職員の苦情の処理に関する規則（平成17年奈良市公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の4又は第28条の5」を「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月31日揭示済）

## 固定資産評価審査委員会

### 奈良市固定資産評価審査委員会告示第1号

奈良市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を次のように定める。  
令和5年3月27日

奈良市固定資産評価審査委員会  
委員長 近 藤 朗

奈良市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年奈良市条例第49号）の規定に基づく奈良市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護については、市長が保有する個人情報の保護の例による。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。



(奈良市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規則及び奈良市固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 奈良市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成14年奈良市固定資産評価審査委員会告示第1号）
- (2) 奈良市固定資産評価審査委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則（平成27年奈良市固定資産評価審査委員会告示第1号）

(令和5年3月27日揭示済)

**公 営 企 業**

**奈良市企業局告示第11号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱（平成28年奈良市企業局告示第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の指定の取消し」の次に「(別表において「指定取消し」という。)」を加え、「、これら」を「これら」に改める。

第4条中「、違反行為の内容を検討し」を「、前条第3項の規定により作成した違反行為調査兼報告書（次条において「違反行為報告書」という。）に基づき」に改め、「よる注意」の次に「(別表において「文書注意」という。)」を、「よる警告」の次に「(別表において「文書警告」という。)」を加える。

第5条中「、違反行為の内容を検討し」を「、違反行為報告書に基づき」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「処分」を「処分等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

違反項目	水道法	規程		違反内容	処分内容
	第25条の11 第1項該当号	第8条 該当号	第8条に規定する 関係条項号		
指定要件違反	第1号	2号	第5条第1号	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき	指定取消し
			第5条第2号	2 水道法施行規則で定める機械器具を有しなくなったとき	指定取消し
			第5条第3号ア	3 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として水道法施行規則で定めるもの	指定取消し
			第5条第3号イ	4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	指定取消し
			第5条第3号ウ	5 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが	指定取消し

				判明したとき	
			第5条第3号エ	6 指定を取消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき	指定取消し
			第5条第3号オ	7 業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をしたとき	
				(1) 無断通水又はメーターの不正使用等をしたとき	指定取消し又は指定停止6月
				(2) 道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき	指定取消し又は指定停止6月
				(3) 施工上の安全管理を怠り、公衆に死亡者を出したとき	指定取消し又は指定停止3月
				(4) 施工上の安全管理を怠り、公衆に重傷者を出し、又は損害を与えたとき	指定取消し又は指定停止2月
				(5) 施工上の安全管理を怠り、従業員に死亡者を出したとき	指定取消し又は指定停止2月
				(6) 施工上の安全管理を怠り、従業員に重傷者を出したとき	指定取消し又は指定停止1月
				(7) 文書注意に従わないとき	指定取消し又は指定停止2月
				(8) 文書警告に従わないとき	指定取消し又は指定停止3月
				(9) その他の違反行為（主として管理者の承認を受けないうで工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき）	指定取消し又は指定停止6月
			第5条第3号カ	8 法人であって、その役員のうち規程第5条第3号アからオまでに該当する者がいることが判明したとき	指定取消し
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第2号	4号	第12条第1項、第2項又は第3項	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき	指定取消し
			第12条第4項	2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき	指定取消し又は指定停止3月
届出義務違反	第3号	3号	第7条第1項又は第2項	1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき	指定取消し
			第7条第3項	2 休止届、廃止届、再開届を	指定取消し

				届出しないとき若しくは虚偽の届出をしたとき	
事業の運営基準違反	第4号	5号	第13条第1号	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しないとき	指定取消し又は指定停止1月
			第13条第2号	2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させないとき又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき	指定取消し又は指定停止2月
			第13条第3号	3 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき	指定取消し又は指定停止6月
			第13条第4号	4 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のための研修の機会を確保しなかったとき	指定取消し又は指定停止1月
			第13条第5号ア	5 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき	指定取消し又は指定停止6月
			第13条第5号イ	6 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき	指定取消し又は指定停止3月
			第13条第6号	7 指名した給水装置工事主任技術者に施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき	指定取消し又は指定停止3月
工事施行に関する義務違反	第5号	6号	第16条	1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき	指定取消し又は指定停止3月
	第6号	7号	第17条	2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し	指定取消し又は指定停止3月

				し、正当な理由なくこれに 応じず又は虚偽の報告もしく は資料の提出をしたとき	
	第7号	8号		3 施行した給水装置工事が水 道施設の機能に障害を与え、 又は与えるおそれ大きい とき	指定取消し又は 指定停止6月
不正申請	第8号	1号		1 不正の手段により指定工事 業者として指定を受けたと き	指定取消し

備考 処分内容の指定停止については、規程第9条に基づき、しん酌すべき特段の事情があるときに指定の取消しに代えて指定の効力を停止する最大の期間を示す。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市企業局指定給水装置工事業業者の指定取消し処分等に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に違反行為の事実を確認するものについて適用し、同日前に違反行為の事実を確認したものについては、なお従前の例による。

(令和5年3月1日揭示済)

**奈良市企業局管理規程第3号**

奈良市企業職員被服貸与規程及び奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月23日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業職員被服貸与規程及び奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

(奈良市企業職員被服貸与規程の一部改正)

第1条 奈良市企業職員被服貸与規程(昭和28年奈良市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、事務的業務に従事する場合は、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

貸与品を貸与される職員の範囲	貸与品名	貸与数量	貸与期間	着用期間
1 技術職員	作業服	夏(上・下)1着	24月	夏期は6月1日から 9月30日まで冬期 は10月1日から翌 年の5月31日まで とする。
		冬(上・下)1着	24月	
2 前号以外の職員	作業服	夏(上・下)1着	48月	
		冬(上・下)1着	48月	
3 技術職員	防寒服	1着	48月	
4 水質試験員	白衣服	1着	12月	
5 管理者が必要と認めた職員	帽子	1個	随時	
6 管理者が必要と認めた職員	ベルト	1本	随時	

備考

- 1及び3の職員は、管理職職員(管理職手当の支給を受ける職員)を除くものとする。
- 2の職員に貸与する作業服は、災害時用とする。
- 新任のときは、作業服及び白衣服は、3着を貸与し、防寒服は、1着を貸与する。
- 着用期間は、季候等の理由で変更する場合がある。

(奈良市企業局職員就業規則の一部改正)

第2条 奈良市企業局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中「勤務中は必ず」を削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月23日揭示済)

#### 奈良市企業局管理規程第4号

奈良市公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月23日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年奈良市条例第49号）の規定に基づく奈良市公営企業管理者が保有する個人情報の保護については、市長が保有する個人情報の保護の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(奈良市公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程及び奈良市公営企業管理者が保有する特定個人情報の保護に関する規程の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 奈良市公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程（平成14年奈良市水道局管理規程第5号）

(2) 奈良市公営企業管理者が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成27年奈良市企業局管理規程第13号）

(奈良市企業局行政文書管理規程の一部改正)

3 奈良市企業局行政文書管理規程（令和4年奈良市企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第14条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条」に、「同条例第20条第1項又は第2項」を「同法第82条第1項又は第2項」に改める。

(令和5年3月23日揭示済)

#### 奈良市企業局管理規程第5号

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月23日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程等の一部を改正する規程

(奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第1条 奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程（令和2年奈良市企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「給与規程第3条の2に規定する再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「よる。」を「よる額」に改め、同条第2項中「通勤手当の返納」を「前2項に定めるもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 通勤手当の支給日は、次の各号に掲げる給料の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 月額による給料 定年前再任用短時間勤務職員の例による。

(2) 日額及び時間額による給料 給料の支給方法に準じて支給する。

(奈良市企業職員被服貸与規程及び奈良市企業局職員記章規程の一部改正)

第2条 次に掲げる規程の規定中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(1) 奈良市企業職員被服貸与規程（昭和28年奈良市水道局管理規程第4号）第1条

(2) 奈良市企業局職員記章規程（昭和33年奈良市水道局管理規程第8号）第2条

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、第2条の規定による改正後の奈良市企業職員被服貸与規程及び奈良市企業局職員記章規程の規定を適用する。

(令和5年3月23日揭示済)

**奈良市企業局管理規程第6号**

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「給水装置工事の申込者は」を「管理者は」に改め、「には」の次に「、給水装置工事の申込者に対し」を加え、「書類を」を「書類の」に、「しなければならない」を「を求めることができる」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月30日揭示済)

**奈良市企業局管理規程第7号**

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市下水道条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第35号様式を次のように改める。

第35号様式(第33条関係)

公共下水道施設工事等承認申請書

年 月 日

奈良市公営企業管理者

申請者 住所  
氏名  
電話

提出者(代理人) 住所  
氏名  
電話

公共下水道の施設に関する工事又は施設の維持を行うことについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

工事等の場所	奈良市		
目的又は理由			
施設の内容			
排水面積	m <sup>2</sup>	排水戸数	戸
工事期間	承認日から 年 月 日まで		
施工者	住所 氏名 電話		
添付書類			
誓約事項			
備考			

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月30日掲示済)

**奈良市企業局管理規程第8号**

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程

奈良市企業局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第5条」に、「第7条」を「第6条」に改める。

「企業総務課 総務係 人事法制係 情報広報係  
第2条第2項中 企業出納課 出納係 給与係 経理係 を 企業出納課 出納係 給与係 経理係」  
「企業総務課 総務係 人事法制係  
共同事務推進課 共同事務係 広域連携係」

に、「水道工務課 契約調整係 設計係 工務第一係 工務第二係 工務第三係  
下水道事業課 下水道総務係 下水道計画係 下水道管理係 下水道施設係 下水道整備係」を

「水道工務課 施工管理係 設計係 工務第一係 工務第二係 再整備係  
共同事務推進課 共同事務係 広域連携係」に改める。

下水道事業課 下水道総務係 下水道計画係 下水道管理係 下水道整備係

第3条経営係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、同部分の第3号中「並びに資料の収集、調査及び研究」を削り、同号を同部分の第2号とし、同部分中第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第13号までを削り、同部分に次の1号を加える。

(5) 課の庶務に関すること。

第3条財政係の部分の第3号から第7号までを削り、同条調査係の部分の第1号中「(以下「水道料金等」という。)の料金制度その他料金制度に関連する業務の調査、研究、企画及び立案」を削り、同部分中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、第7号から第11号までを削る。

第4条総務係の部分の第3号中「の収発並びに引継文書の保存及び廃棄の手続」を「管理の総括」に改め、同部分中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第11号までを削り、同部分の第12号中「契約事務」を「入札及び契約」に改め、同号を同部分の第6号とし、同部分中第13号から第18号までを削り、第19号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 情報化施策及び情報システムの最適化に関すること。

(8) 広報及び広聴に関すること。

第4条人事法制係の部分の第2号中「定数及び配置」を「人材育成」に改め、同部分の第3号中「職員の研修」を「条例、規程等の制定及び改廃の手続」に改め、同部分中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同部分の第7号中「健康管理」の次に「、安全衛生及び公務災害補償」を加え、同号を同部分の第5号とし、同部分の第8号から第12号までを削り、同条情報広報係の部分の部分を削る。

第5条出納係の部分中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、同条給与係の部分の第1号中「及び会計年度任用職員」を削り、「給付の決定」を「支給」に、「裁定」を「給付」に改め、同部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、同条経理係部分の第1号及び第2号を削り、同部分の第3号中「支出書類」を「支払書類」に改め、同号を同部分の第1号とし、同部分中第4号を削り、第5号を第2号とし、同部分の第6号中「の管理」を削り、「処分」を「固定資産の総括」に改め、同号を同部分の第3号とし、同部分中第7号から第9号までを削り、第10号を第4号とし、第11号及び第12号を削り、同部分に次の1号を加える。

(5) 例月出納検査、定期監査及び包括外部監査の調整に関すること。

第6条を削る。

第7条第1項水道総務係の部分の第1号中「の調定及び収納並びに債権管理」を「に係る調定」に改め、同項配水計画係の部分の第3号中「(管路を含む。)」を削り、同部分の第4号中「開発行為」を「水道事業の開発行為」に改め、同部分の第5号から第7号までを削り、同項保全係の部分の第1号中「配水調整」を「漏水、濁水、出水不良



等に係る配水調整」に改め、同部分の第2号中「配水管等」を「配水管、給水装置等」に改め、同部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号及び第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号を削り、同部分の第9号中「に係る工事負担金等の収納及び滞納整理」を削り、同号を同部分の第5号とし、同部分の第10号から第13号までを削り、同条第2項第1号中「(役務の提供を除く。)契約」を削り、「工事等契約」を「工事等」に改め、「いう。)」の次に「契約」を加え、同項第2号中「工事等契約の受注者の監理及び指導」を「水道施設の改良技術の調査及び研究」に改め、同項第3号中「指導」の次に「並びに上下水道技術の継承研修」を加え、同項第4号から第7号までを削り、同項第8号中「工事等契約」を「工事等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第9号から第12号までを削り、同項第13号中「地下埋設物事前協議」の次に「、立会及び調整」を加え、同号を同項第5号とし、同項第14号を削り、第2節中同条を第6条とする。

第8条給排水総務係の部分の第1号中「(以下「分担金等」という。)の調定及び統計」を「の収入に係る調定」に改め、同部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条給水審査係の部分の第2号中「事業者」の次に「及び給水装置工事主任技術者」を加え、同部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号及び第6号を削り、同条排水審査係の部分の第3号中「工事店」の次に「及び排水設備責任技術者」を加え、同部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条給排水検査係の部分の第1号中「指定給水装置工事業業者に係る給水装置工事」を「給水装置工事及び排水設備工事」に改め、同部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、同条を第7条とする。

第9条契約調整係の部分中「契約調整係」を「施工管理係」に改め、同部分の第1号中「の調定及び収納」を「に係る調定」に改め、同条設計係の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同部分の第5号中「(水道事業、都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業に係る全ての浄水場をいう。以下同じ。)」を削り、「第11条第2項第1号」を「東部再整備室」に改め、同号を同部分の第3号とし、同部分の第6号を削り、同条工務第一係の部分の第1号中「(改良工事を含む。)」を削り、同部分の第2号中「(浄水場の施設を含む。)」を削り、「第11条第2項第1号」を「東部再整備室」に改め、同部分の第3号を削り、同条工務第二係の部分の第1号中「申込み」の次に「又は開発」を加え、同部分の第2号及び第3号を削り、同部分の第4号中「工務第一係の第1号及び工務第三係の第2号の事務」を「鉛給水管布設替工事の施行」に改め、同号を同部分の第2号とし、同条工務第三係の部分削り、同条に次のように加える。

#### 再整備係

- (1) 基幹施設の再構築に係る設計及び施行に関すること。
- (2) 基幹管路の再構築に係る設計及び施行に関すること。

第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(共同事務推進課の事務)

第9条 共同事務推進課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

#### 共同事務係

- (1) 奈良県内地域及び近隣地域の共同事務の推進に関すること。
- (2) 指定給水装置工事業業者及び給水装置工事主任技術者の登録等に関すること。
- (3) 排水設備指定工事店及び排水設備責任技術者の登録等に関すること。
- (4) 日本水道協会との連絡調整に関すること。
- (5) 日本下水道協会との連絡調整に関すること。
- (6) 防災計画及び災害対策計画に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

#### 広域連携係

- (1) 奈良県内地域及び近隣地域の広域連携事業の推進に関すること。
- (2) 流域下水道に係る県及び関係市町村との調整に関すること。

第10条下水道総務係の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条下水道計画係の部分の第1号中「公共下水道事業及び農業集落排水事業(以下「下水道事業」という。))」を「污水处理施設(公共下水道及び農業集落排水施設をいう。以下同じ。))」に改め、「計画」の次に「、認可」を加え、同部分の第2号中「認可」を「交付金事業」に改め、同部分の第3号中「との」の次に「維持管理に係る」を加え、同部分中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同部分の第7号中「開発行為」を「下水道事業の開発行為」に改め、同号を同部分の第5号とし、同部分中第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号及び第11号を削り、同条下水道管理係の部分中第1号を削り、第2

号を第1号とし、第3号から第5号までを削り、同部分に次の2号を加える。

- (2) 下水道事業の処理場及びポンプ施設等の更新計画並びに維持管理に関すること。
- (3) 下水道事業の地下埋設協議に関すること。

第10条下水道施設系の部分を削り、同条下水道整備系の部分の第1号中「(附帯工事を含む。以下同じ。)」を削り、同部分中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号を削る。

第11条第1項管理総務系の部分の第1号中「調定及び収納」を「に係る調定」に改め、同部分中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同項管理第一系の部分の第1号中「及び調整」を削り、同部分の第4号中「(管理第二係及び施設系の事務を除く。)」を削り、同部分の第5号から第7号までを削り、同部分の第8号中「(送配水管路を除く。)」及び「(管理第二係及び施設系の事務を除く。)」を削り、同号を同部分の第5号とし、同部分の第9号中「(管理第二係及び施設系の事務を除く。)」を削り、同号を同部分の第6号とし、同部分の第10号から第12号までを削り、同項管理第二系の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、同部分の第4号中「修繕、維持工事の設計及び施行」を「維持管理」に改め、同号を同部分の第2号とし、同部分中第5号を第3号とし、第6号及び第7号を削り、同項施設系の部分の第1号中「(大渾配水幹線を含む。)」及び「(改良工事を含む。)」の調整並びに修繕及び維持工事を削り、同部分の第2号中「取水、導水、貯水、浄水及び送配水施設(管路を除く。)」を「センターが所管する施設」に改め、同条第2項第2号中「配水管の」を削り、「工事」の次に「、受託工事及び移設工事」を加え、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号及び第9号を削る。

第12条第1号中「調査」の次に「、研究」を加える。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月30日揭示済)

**奈良市企業局管理規程第9号**

奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局組織規程の一部改正に伴う関連規程の整備に関する規程

(奈良市企業局指定給水装置工事業業者審査委員会規程の一部改正)

第1条 奈良市企業局指定給水装置工事業業者審査委員会規程(平成10年奈良市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「、共同事務推進課長」を削り、「水道工務課長」の次に「、共同事務推進課長」を加える。

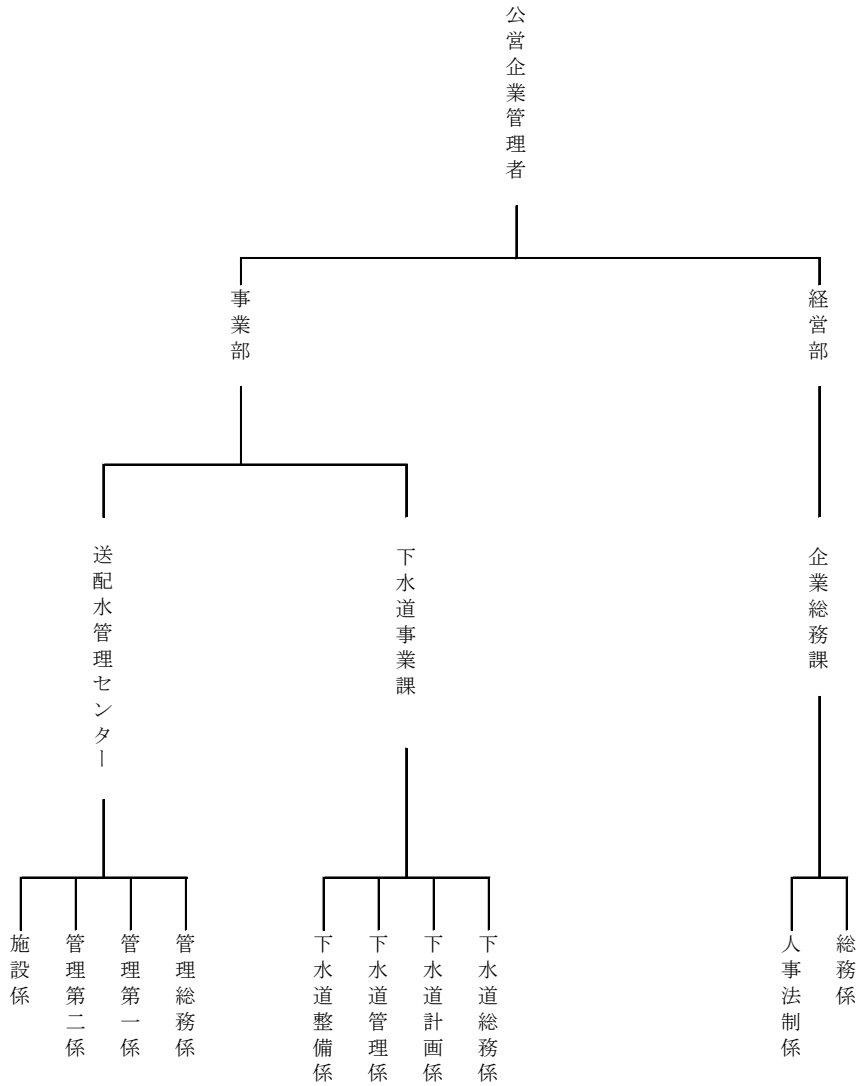
(奈良市企業局自家用電気工作物施設保安規程の一部改正)

第2条 奈良市企業局自家用電気工作物施設保安規程(昭和40年奈良市水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

奈良市企業局自家用電気工作物設置組織図



奈良市企業局自家用電気工作物施設名

- |       |          |                     |        |           |        |          |          |        |         |          |          |         |        |         |         |        |         |         |       |        |           |          |       |       |          |            |       |          |           |               |            |             |            |              |              |          |
|-------|----------|---------------------|--------|-----------|--------|----------|----------|--------|---------|----------|----------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|-------|--------|-----------|----------|-------|-------|----------|------------|-------|----------|-----------|---------------|------------|-------------|------------|--------------|--------------|----------|
| 木津浄水場 | 市坂中継ポンプ所 | 緑ヶ丘浄水場(緑ヶ丘ポンプ所を含む。) | 宝来ポンプ所 | 須川ダム管理事務所 | 鳥見ポンプ所 | 緑ヶ丘排水処理所 | 登美ヶ丘ポンプ所 | 高樋ポンプ所 | 興隆寺ポンプ所 | 中畑第1ポンプ所 | 中畑第2ポンプ所 | 南椿尾ポンプ所 | 東市ポンプ所 | 中ノ川ポンプ所 | 大慈仙ポンプ所 | 沓掛ポンプ所 | 長谷山ポンプ所 | 帝塚山ポンプ所 | 布目取水場 | 桃香野配水池 | 布目取水場(都祁) | 導水中継ポンプ所 | 原水分配池 | 都祁浄水場 | 馬場中継ポンプ所 | 針ヶ別所中継ポンプ所 | 青山清水園 | 平城浄化センター | 佐保台浄化センター | 中登美ヶ丘汚水中継ポンプ場 | 朱雀汚水中継ポンプ場 | 奈良北汚水中継ポンプ場 | 田原地区浄化センター | 東部第1地区浄化センター | 東部第2地区浄化センター | 奈良市企業局庁舎 |
|-------|----------|---------------------|--------|-----------|--------|----------|----------|--------|---------|----------|----------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|-------|--------|-----------|----------|-------|-------|----------|------------|-------|----------|-----------|---------------|------------|-------------|------------|--------------|--------------|----------|

(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第3条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の5級の項中「課長補佐」を「室長、課長補佐」に改める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月30日揭示済)

### 奈良市企業局管理規程第10号

奈良市企業局プロポーザル審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局プロポーザル審査委員会規程の一部を改正する規程

奈良市企業局プロポーザル審査委員会規程(平成27年奈良市企業局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「が発注する委託業務等について」を「における随意契約の締結に当たり」に、「事業者」を「相手方」に、「業務実施」を「契約」に、「事業者」を「相手方」に、「事業者の選定を行う委託業務等」を「選定した相手方と締結する契約(以下「当該契約」という。)」に改める。

第4条及び第8条中「事業者」を「相手方」に改める。

第11条中「、プロポーザル方式により発注を行う」を「、当該契約を所管する」に改める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

### 奈良市企業局管理規程第11号

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程(令和2年奈良市企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の退職手当)

第12条の2 フルタイム会計年度任用職員に支給する退職手当の額及び支給方法については、市長の事務部局のフルタイム会計年度任用職員の例による。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

### 奈良市企業局管理規程第12号

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

奈良市企業局職員就業規則(昭和33年奈良市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第15条第2項を次のように改める。

2 法第22条の4第1項の規定により採用される職員の採用の基準等については、奈良市職員の定年等に関する条例

(昭和59年奈良市条例第4号)、奈良市職員の定年等に関する規則(昭和60年奈良市規則第5号)及び奈良市職員の任用に関する規則(昭和43年奈良市規則第20号)の定めるところによる。

第15条第3項中「任期付職員(」及び「をいう。))」を削る。

第24条第2項中「含む。」の次に「以下「育児短時間勤務職員等」という。」を加え、同条第3項中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条第1項ただし書中「、再任用短時間勤務職員」を「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務職員等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))」を削り、「、これらの日」を「、日曜日及び土曜日」に、「、月曜日」を「月曜日」に、「、週休日」を「週休日」に改める。

第38条第1項第3号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))」に改め、同条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第4項本文中「年次休暇」の次に「の単位」を加え、「又は半日もしくは」を「、半日又は」に、「を単位として与えられる」を「(定年前短時間勤務職員等にあつては、1日又は1時間)とする」に改め、同項ただし書を削る。

別表第2第15号及び第20号から第22号までの規定中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項又は第2項及び第6条第1項又は第2項の規定により採用される職員のこの規程による改正後の奈良市企業局職員就業規則(以下「改正後の規程」という。)第15条第2項の規定の適用については、同項中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項及び第6条第1項又は第2項」とする。

3 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、改正後の規程第24条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程の規定を適用する。

4 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員の改正後の規程第38条第2項の規定の適用については、同項中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項」とする。

(令和5年3月31日掲示済)

### 奈良市企業局管理規程第13号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第9項を次のように改める。

9 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、就業規則第24条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条に次の2項を加える。

10 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号。以下「任期付職

- 員条例」という。)第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額を、当該職員に適用される給料表の定年前再任短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 11 育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務代替任期付職員」という。)又は任期付職員条例第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該職員に適用される給料表の定年前再任短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額に、就業規則第24条第2項又は第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 第3条の2を削る。
- 第7条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- 第13条第1項中「、その者」を「、当該職員」に、「その者が」を「当該職員が」に改める。
- 第14条第2項中「、その者」を「、当該職員」に改める。
- 第18条第1項本文中「その者」を「当該職員」に改め、同項ただし書中「その者が」を「当該職員が」に、「その者」を「、当該職員」に改める。
- 第19条第2項ただし書中「、再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- 第19条の2第1号中「、その者」を「、当該職員」に改める。
- 第19条の4第1項中「その者」を「当該職員」に改める。
- 第19条の8中「、その者」を「、当該職員」に改める。
- 第23条第1項、第3項及び第4項中「場合は」を「場合には」に改める。
- 第33条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第9条から第12条まで」を「第3条第1項から第8項まで、第9条から第12条まで」に、「及び第12条の4」を「、第12条の4及び前条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- 第35条中「第3条の2」を「第3条」に改める。
- 附則に次の8項を加える。
- (定年引上げに伴う給与に関する特例)
- 21 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第23項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第3条の規定により当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
  - (2) 奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年奈良市条例第36号)による改正前の奈良市職員の定年等に関する条例(昭和59年奈良市条例第4号)第3条ただし書に掲げる職員
  - (3) 奈良市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
  - (4) 奈良市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 23 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び附則第25項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(管理者が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が条例第3条の規定によ

り当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「条例第 3 条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 21 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 23 項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第 23 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 21 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第 23 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 31 条第 4 項（第 32 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第 23 項、第 25 項又は第 26 項の規定による給料の額との合計額」とする。

28 附則第 21 項から前項までに定めるもののほか、附則第 21 項の規定による給料月額、附則第 23 項の規定による給料その他附則第 21 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表第 1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）附則第 21 項から第 28 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の規程第 3 条第 9 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和 42 年奈良市水道局管理規程第 5 号）第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、奈良市企業局職員就業規則（昭和 33 年奈良市水道局管理規程第 6 号）第 24 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第 3 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、奈良市企業局職員就業規則（昭和 33 年奈良市水道局管理規程第 6 号）第 24 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程第 7 条第 1 項ただし書及

び第19条第2項ただし書の規定を適用する。

- 7 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程第3条第1項から第8項まで、第9条から第12条まで、第12条の3、第12条の4及び第33条の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員には適用しない。
- 8 前7項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(令和5年3月31日揭示済)

消

防

奈良市消防局長告示第1号

全職員

奈良市消防長が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市消防局長 東川洋志

奈良市消防長が保有する個人情報の保護に関する規程を廃止する告示

奈良市消防長が保有する個人情報の保護に関する規程（平成14年奈良市消防局長告示第1号）は、廃止する。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市消防局長告示第2号

全職員

奈良市消防長が保有する特定個人情報の保護に関する規程を廃止する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市消防局長 東川洋志

奈良市消防長が保有する特定個人情報の保護に関する規程を廃止する告示

奈良市消防長が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成27年奈良市消防局長告示第1号）は、廃止する。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市消防局告示第1号

全職員

奈良市消防長が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市消防局長 東川洋志

奈良市消防長が保有する個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年奈良市条例第49号）の規定に基づく奈良市消防長が保有する個人情報の保護については、市長が保有する個人情報の保護の例による。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第2号

全職員

奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市消防局長 東川洋志



奈良市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市消防署の組織に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第一救急小隊」を「日勤救急小係（南消防署に限る。）  
第一救急小隊」に改め、同条第2項中「第一救急小隊」  
を「日勤救急小係  
第一救急小隊」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

### 奈良市消防局長訓令甲第3号

全 職 員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市消防局長 東 川 洋 志

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

本則第5号中「94人」を「95人」に改め、第6号中「142人」を「127人」に改め、第8号中「98人」を「112人」  
に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

### 奈良市消防局長訓令甲第4号

全 職 員

奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市消防局長 東 川 洋 志

奈良市消防事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市消防事務専決規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、防災センター所長」を削る。

第3条総務課長の部分中第4号を削る。

第5条中（見出しを含む。）中「防災センター所長及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

### 奈良市消防局長訓令甲第5号

全 職 員

奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市消防局長 東 川 洋 志

奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び防災センターの職員」を削る。

別表中防災センターの項を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日掲示済)

奈良市消防局長訓令甲第6号

全職員

奈良市消防機械器具に関する規程を次のように定める。  
令和5年3月31日

奈良市消防局長 東川洋志

奈良市消防機械器具に関する規程

奈良市消防機械器具に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第14号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理（第3条—第5条）
- 第3章 整備管理者等（第6条—第9条）
- 第4章 安全運転（第10条・第11条）
- 第5章 機関勤務員（第12条—第20条）
- 第6章 整備（第21条—第23条）
- 第7章 特別点検（第24条・第25条）
- 第8章 事故の予防と処置（第26条—第29条）
- 第9章 定例報告（第30条—第32条）
- 第10章 雑則（第33条—第37条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、機械器具の適正な管理、取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 消防自動車その他の車両（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車であつて、奈良市消防局が所有し、運行の用に供するもの）をいう。
- (2) 機械器具 消防機械（車両及び車両以外の機械をいう。）及び消防器具（消防作業、救助作業、救急作業及び水防作業に使用する器具並びに整備用器具をいう。）をいう。
- (3) 共用車 国庫補助金、交付金、助成金等の特定資金を財源に購入した車両であり、かつ、各所属に配置し、管理する車両であつて、業務遂行形態又は災害形態等に応じて共同で使用することが可能な車両をいう。
- (4) 業務用車 車両のうち共用車以外の車両をいう。
- (5) 所属 消防局の課（以下「局」という。）及び消防署（消防分署を含む。以下「署」という。）をいう。
- (6) 所属長 局にあつては課長、署にあつては署長をいう。
- (7) 運行管理 車両の運転及び操作に係る管理をいう。
- (8) 取扱い 機械器具の操作をいう。

第2章 管理

（管理の統括）

第3条 消防局長（以下「局長」という。）は、機械器具の管理を統括するとともに、管理の適正を期するため、機械器具の管理について所属長に対して報告を求め、調査し、又は必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

（管理責任）

第4条 所属長は、当該所属に配備された機械器具の適正な管理を行うため、必要な措置を講じなければならない。

2 車両の管理責任者は、次の各号に掲げる車両の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

- (1) 共用車 局長が指定する所属長
- (2) 業務用車 業務用車が配置されている所属の所属長

3 機械器具を取り扱う者は、適正な管理と取扱い技術の向上に努め、機械器具の機能を十分に発揮しなければならない。

ない。

(公用車台帳の整備保管)

第5条 消防課長は、奈良市公用車管理規則(昭和47年奈良市規則第30号。以下「公用車管理規則」という。)第4条第1項に規定する公用車台帳を備え、その管理に係る車両について必要な事項を記載し、記載事項に変更が生じたときは、その都度補正しなければならない。

2 消防課長は、前項の公用車台帳を調製し、又は補正したときは、その写しを資産管理課長に送付しなければならない。

### 第3章 整備管理者等

(整備管理者)

第6条 局に、車両法第50条第1項の規定により、整備管理者を置く。

2 整備管理者は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第31条の4の要件を満たす消防職員のうちから局長が選任する。

3 局長は、整備管理者を選任したときは、車両法第52条の規定により近畿運輸局長に届け出なければならない。

4 整備管理者は、次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 第21条各号に掲げる点検及び整備について、その実施方法を定め、それを実施し、または実施させること。

(2) 日常点検及び使用後点検の実施結果に基づき、車両の運行の可否を決定すること。

(3) 定期点検整備及び随時点検整備の実施計画を定めること。

(4) 点検記録簿その他の記録簿を管理すること。

(5) 自動車車庫を管理すること。

(6) 前各号に掲げる業務を処理するため、機関勤務員(以下「機関員」という。)及び整備管理補助者を指導監督すること。

(7) その他業務遂行上必要と認められる事項

(整備管理補助者)

第7条 整備管理者の業務を補助させるため、消防課に整備管理補助者を置く。

2 整備管理補助者は、整備管理者を補佐するとともに、整備管理者に事故があるときは、その職務を代理する。

(整備管理責任者)

第8条 署に整備管理責任者を置く。

2 整備管理責任者は、所属職員のうちから署長が選任する。

3 署長は、前項の規定により整備管理責任者を選任したときは、整備管理責任者選任報告書(別記第1号様式)を局長に提出しなければならない。

4 整備管理責任者は、署長の命を受け、署に配備された機械器具の点検及び整備、機械器具の運行及び使用の可否の決定並びに保管場所の管理に関する事務等を行うとともに、整備管理者の指導及び助言により、各署における機械器具の点検及び整備に関する指導及び監督を行わなければならない。

(修繕)

第9条 消防課長は、車両の修繕にあたっては、公用車管理規則第6条に規定する公用車修繕検査書により、整備管理者の事前検査を受けるとともに、修繕が終わったときは完了検査を受けなければならない。

### 第4章 安全運転

(運行管理責任)

第10条 所属長は、各所属に配置された車両の適性かつ安全な運行管理を行うため必要な措置を講じなければならない。

(安全運転管理者)

第11条 車両の安全及び適正な運行管理を確保するため、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)第74条の3第1項及び第4項の規定に基づき、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「道交法規則」という。)で定める台数以上の車両を配置された局及び署に、安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)を置く。

2 安全運転管理者等は、道交法規則第9条の9第1項及び第2項に規定する要件を満たす消防職員のうちから局長が選任する。

3 前項の規定により選任された安全運転管理者等は、道交法規則第9条の10各号に掲げる業務のほか、次の各号に

掲げる業務を行うものとする。

- (1) 緊急走行（緊急用務（サイレン及び赤色回転灯を作動して、訓練に出向する場合を含む。以下同じ。）で走行することをいう。）並びに夜間及び異常気象時等の運行における安全運転の確保に必要な指示又は措置に関すること。
- (2) 法定速度の遵守の違反を誘発するような時間を拘束した運転をさせ、又はそのような条件を付した運転をさせないこと。
- (3) 機関員が病気、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのないよう常に確認し、運転の安全を確認するよう指示を与えること。
- (4) 長時間の運転をする必要がある場合は、交替するための機関員を配置する等の措置をとること。
- (5) 乗車定員又は最大積載量の技術基準に適合するものでなければ車両を運転させないよう指導すること。
- (6) 車両による交通事故及び交通違反の原因を分析し、当該機関員が再び交通事故等を起こさないよう指導教育し、交通事故等の防止の徹底を図ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、車両の安全運転について必要な事項を指示すること。

#### 第5章 機関勤務員

##### (機関員の種別)

第12条 車両の運転及び整備の技術向上を図るため、機関員を置く。

2 機関員は、その技術の程度に応じ、次の各号により区分する。

- (1) 1級機関員 2級機関員に任命されてから2年以上を経過し、かつ、大型免許又は中型免許（道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第6条第2号に掲げる中型免許（以下「限定中型免許」という。）を除く。）を有する消防職員のうちから局長が選定した者をいう。
- (2) 2級機関員 次に掲げる運転免許を有する消防職員のうちから局長が選定した者をいう。
  - ア 限定中型免許
  - イ 準中型免許（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）附則第2条第2号に掲げる準中型免許（以下「限定準中型免許」という。）を含む。）
  - ウ 普通免許
- (3) 一般機関員 前2号に定める機関員以外の車両を運転する消防職員をいう。

##### (機関員の選定方法)

第13条 局長は、前条第2項の1級機関員及び2級機関員を、試験その他の方法で選定するものとする。

##### (資格の取消し)

第14条 局長は、機関員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

- (1) 心身の故障により機関員として不適切と認めたとき。
- (2) 技術が著しく低下したと認めたとき。

##### (機関員の指名)

第15条 所属長は、あらかじめ車両ごとに機関員を指名しておかなければならない。

##### (機関員の要件)

第16条 緊急自動車（緊急用務で走行する車両をいう。）を運転できる機関員は、別表左欄に掲げる車両の区分に応じ、同表中欄に掲げる区分の機関員で、同表右欄に掲げる免許を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急自動車について道交法の規定により運転することができることとされる免許を有する者のうち所属長から特に命じられたものは、緊急用務で走行する場合を除き、当該車両を運転できるものとする。

##### (機関員の義務)

第17条 機関員は、車両を点検し故障箇所の早期発見に努めるとともに、職務遂行中は細心の注意をもって安全運転に徹しなければならない。

##### (安全確保)

第18条 機関員は、運転に際し、道路及び交通の状況等に注意し、安全確保に努めなければならない。

2 車両の同乗職員は、機関員を補佐する立場にあるものとし、運転中の事故防止を図るため、機関員に対して必要な指示及び助言をしなければならない。

##### (健康管理等)

第19条 機関員は、関係法令を遵守し、自己の健康管理に努めるとともに、健康状態の悪化から正常な運転ができないおそれがあるときは、速やかに安全運転管理者に申し出なければならない。

- 2 前項の申出を受けた安全運転管理者は、当該機関員の状況を調査し、速やかに所属長に報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた所属長は、当該機関員の交替等必要な措置を講じなければならない。ただし、夜間等で所属長が不在のときは、当直責任者が必要な措置を講ずるものとする。
- 4 機関員は、交通違反により取締りを受け、警察機関から道交法第104条の3第1項及び第3項の規定による告知票・免許証保管証の交付を受けたときは、速やかに安全運転管理者を通じて所属長に報告しなければならない。
- 5 前項の報告を受けた所属長は、当該報告に係る処分の解除を確認するまでは、車両を運転させてはならない。  
(免許証の確認等)

第20条 所属長は、毎月初め及び随時、機関員の免許証の携帯の有無、有効期限等を確認し、別に定める運転免許証所持携帯確認報告書により、安全運転管理者を通じて局長に報告しなければならない。

- 2 機関員は、道交法第103条の規定による免許の取消し若しくは免許の効力の停止、同法第103条の2の規定による免許の効力の仮停止又は同法第105条の規定による免許の失効があったときは、遅滞なく所属長及び安全運転管理者に報告しなければならない。
- 3 所属長は、前項の報告があったとき又はその事実を確認したときは、免許の取消し等報告書(別記第2号様式)により局長に報告しなければならない。

## 第6章 整備

### (整備の実施)

第21条 車両の整備は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 日常点検 車両法第47条の2の規定による車両の日常点検を日常(運行前)点検表(別記第3号様式)により、機関員が1日1回その運行の開始前に局又は署で行う。
- (2) 使用後点検 機械器具を使用したときは日常点検に準じて使用後点検を行う。
- (3) 月例点検 月に1回以上、別に定める月例点検表によりはしご自動車の点検を行う。
- (4) 定期点検整備 機関員及び整備管理者(以下「機関員等」という。)が定期的に局又は署で行う。
- (5) 随時点検整備 前各号の点検及び整備のほか、必要に応じ機関員等が随時に局又は署で行う。
- (6) 部外整備 車両法に基づく自動車検査及び分解整備並びに機関員等が処理できない整備を部外の工場で行う。

### (点検結果の報告)

第22条 機関員は、前条の点検及び整備の結果を、安全運転管理者及び整備管理者に報告しなければならない。

### (整備申請)

第23条 所属長は、機械器具の整備を必要と認めるときは、車両にあっては、車両整備申請書(別記第4号様式)、その他の機械器具については機械器具整備申請書(別記第5号様式)により、消防課長に申請するものとする。

## 第7章 特別点検

### (特別点検の実施)

第24条 整備管理者は、毎月1回機械器具の保安全管理状況の特別点検を行わなければならない。

- 2 局長は、特に必要があるときは、前項の特別点検を他の者に行わせることができる。

### (特別点検後の処理)

第25条 整備管理者は、前条の特別点検を行った後、異状の有無、措置方法及び保安全管理の所見等を局長に報告しなければならない。

- 2 所属長は、整備管理者から機械器具の保安全管理について改善の指摘事項があつたときは、速やかに必要な処置をしなければならない。

## 第8章 事故の予防と処置

### (異状の発見と処置)

第26条 機械器具の使用及び点検にあたっては、常に計器及び異音に注意し、異状の発見に努めなければならない。

- 2 機械器具について異状を発見したときは、直ちに使用を停止して点検を行い、必要な応急修理及び調整を行わなければならない。

### (交通事故の場合の措置)

第27条 車両の運転中に事故が発生したときは、機関員及び同乗職員は、道交法第72条第1項に定める必要な措置を講じなければならない。

2 緊急自動車の機関員は、交通事故を起こした場合で、その用務の緊急度と事故の程度等から判断して、引き続き運転する必要があると認めるときは、当該車両に同乗する消防職員をして前項に定める必要な措置を講じさせなければならない。

(交通事故の報告)

第28条 機関員は、交通事故を起こした場合は、速やかに所属長及び安全運転管理者に事故の内容を報告のうえ適切な指示を受けるとともに、帰庁後遅滞なく公用車管理規則第20条第1項に規定する公用車運転事故報告書及び公用車運転事故始末書を作成し、所属長に提出しなければならない。

2 所属長は、前項の規定により事故の内容の報告を受けた場合は、速やかにその概要を局長に報告するとともにし、その事実を調査確認のうえ、公用車管理規則第20条第2項に規定する公用車運転事故確認報告書を作成し、自己の意見を付して消防課長、消防局総務課長、人事課長、消防局次長、消防局長、総合政策部長及び副市長を経て市長に提出するとともに、当該事故の処理にあたらなければならない。

3 消防課長は、公用車運転事故報告書等の提出があったときは、速やかに公用車管理規則第20条第2項に規定する公用車運転事故速報を作成し、資産管理課長に報告しなければならない。

(事故を起こした職員の措置)

第29条 局長は、機関員が車両を運転中に必要な注意を怠り、又は故意若しくは重大な過失により交通事故又は交通違反を起こしたときは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定に基づき処分を行う。

2 機関員が故意又は重大な過失により交通事故を起こし市に損害を及ぼしたときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び国家賠償法(昭和22年法律第67号)等の規定に基づいて損害賠償を請求する。この場合において、機関員が前項に定める処分を受けた場合であっても、損害賠償の責を免れない。

3 前項の規定は、故意又は重大な過失による交通事故を起こした車両の同乗職員においても過失等があると認められる場合は、適用する。

#### 第9章 定例報告

(車両使用後の報告)

第30条 機関員は、車両の使用状況について、車両出動報告書(別記第6号様式)を所属長に提出しなければならない。

(月報の提出)

第31条 所属長は、その管理に係る車両ごとに、毎月末、機関使用状態月報(別記第7号様式)を作成し、消防課長に提出しなければならない。

2 消防課長は、前項の月報を集計し、機関使用状況月報(別記第8号様式)を作成し、車両の運行状況を把握するとともに、必要に応じ局長に提出しなければならない。

(自動車燃料等注油の報告)

第32条 自動車燃料等の補給は、必ず自動車燃料受渡伝票(別記第9号様式)により補給し、その都度所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、その管理に係る車両ごとに、毎月末、自動車燃料注油状況報告書(別記第10号様式)を作成し、消防課長に提出しなければならない。

#### 第10章 雑則

(機関台帳)

第33条 所属長は、その管理に係る車両ごとに機関台帳(別記第11号様式)を備え、その規格、構成、修繕、改善事項、配置、附属品の増減、その他の事項を記載するものとする。

(ホース台帳)

第34条 署にホース台帳を備え、ホース口径別、購入年別等を記載し管理するものとする。

(私有の自動車等の公務使用)

第35条 私有の自動車及び原動機付自転車(以下「私有車」という。)は原則として公務に使用してはならない。ただし、緊急を要し、かつ車両の使用が不可能なときに限り、特に所属長が承認した場合は、私有車を使用することができる。この場合において、その必要経費を支給するものとする。

2 前項の規定により私有車を公務に使用した場合において、私有車の運転中に事故が発生したときは、第27条、第28条及び第29条の規定を準用する。

(消耗品等の交付)

第36条 職員は機械器具の点検に意を用い、整理整頓及び清掃に努めるとともに、維持管理に必要な消耗品等については、常に冗費の節約に努めること。

2 所属長は、機械器具の維持管理に伴う消耗品等の交付を受けようとするときは、消耗品等交付申請書（別記第12号様式）により、消防課長に申請し、交付を受けるものとする。

（細則）

第37条 この規程に関する細則は、局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の奈良市消防機械器具に関する規程に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第16条関係）

車両	機関員	免許
車両総重量が11トン以上	1級	大型免許
車両総重量が8トン以上11トン未満	1級	大型免許 中型免許（限定中型免許を除く。以下この表において同じ。）
車両総重量が7.5トン以上8トン未満	1級 2級	大型免許 中型免許
車両総重量が5トン以上7.5トン未満	1級 2級	大型免許 中型免許 準中型免許（限定準中型免許を除く。以下この表において同じ。）
車両総重量が3.5トン以上5トン未満	1級 2級	大型免許 中型免許 準中型免許
車両総重量が3.5トン未満	1級 2級	大型免許 中型免許 準中型免許 普通免許

別記  
第1号様式(第8条関係)

奈消 第 号  
年 月 日

消防局長

所属長

整備管理責任者選任報告書

下記のとおり、整備管理責任者を選任しましたので報告します。

記

	階級	氏名
整備管理責任者		



第2号様式(第20条関係)

奈消 第 号  
年 月 日

消防局長

所属長

免許の取消し等報告書

下記のとおり、道路交通法第103条、第103条の2又は同法第105条の規定による運転免許の取消し等がありましたので報告します。

記

階級・氏名	
処分	免許の取消し 免許の効力の停止 免許の効力の仮停止 免許の失効
処分を受けた日	年 月 日
処分を受けた理由	

第3号様式 (第21条関係)

日常 (運行前) 点検表

年 月

点検箇所	点検内容	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	備考
ハンドル	振れ・がたつき・オイル漏れ																
ブレーキ	踏みしろ・効き具合																
	オイル量・油漏れ																
サイドブレーキ	引きしろ・効き具合																
タイヤ	空気圧・亀裂・損傷・摩耗																
ホイール	ナット緩み・脱落																
サスペンション類	折損・亀裂・油漏れ																
原動機	冷却水・オイル量																
	ファンベルトの張り・損傷																
	始動状態・異音・排気色																
	バッテリー液量・比重																
灯火類	点灯・点滅																
	汚れ・損傷																
サイレン・マイク	作動状態																
ワイパー	作動状態																
後写鏡	写影																
登録番号	汚れ・損傷																
計器類	作用・損傷																
エアータンク	凝水・圧力																
作業破壊器具	損傷・数量																3か月点検
その他積載品	損傷・数量																日
ポンプ機構	作用・漏気																6か月点検
前日運行において異状が認められた箇所																	日
車両検査証その他必要書類																	12か月点検
点検者印																	日
担当責任者印																	継続検査整備
安全運転管理者印																	日 日

点検結果 良 レ点 否 ✖

点検箇所	点検内容	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	備考
ハンドル	振れ・がたつき・オイル漏れ																	
ブレーキ	踏みしろ・効き具合																	
	オイル量・油漏れ																	
サイドブレーキ	引きしろ・効き具合																	
タイヤ	空気圧・亀裂・損傷・摩耗																	
ホイール	ナット緩み・脱落																	
サスペンション類	折損・亀裂・油漏れ																	
原動機	冷却水・オイル量																	
	ファンベルトの張り・損傷																	
	始動状態・異音・排気色																	
	バッテリー液量・比重																	
灯火類	点灯・点滅																	
	汚れ・損傷																	
サイレン・マイク	作動状態																	
ワイパー	作動状態																	
後写鏡	写影																	
登録番号	汚れ・損傷																	
計器類	作用・損傷																	
エアータンク	凝水・圧力																	
作業破壊器具	損傷・数量																	
その他積載品	損傷・数量																	
ポンプ機構	作用・漏気																	
前日運行において異状が認められた箇所																		
車両検査証その他必要書類																		
点検者印																		
担当責任者印																		
安全運転管理者印																		

点検結果 良 レ点 否 ✖

第4号様式(第23条関係)

奈消 第 号  
年 月 日

消防課長

所属長

車両整備申請書

申請車両	車名	奈良消防 号車		型式		
	車種			シャシ社名		
	車両番号	奈良		ぎ装社名		
	年式		年式	走行距離	k m	
不具合内容						
整備理由						
交換部品						
消防課 決裁欄	課長	主幹	補佐	係長	係員	装備施設係処理欄

第5号様式(第23条関係)

奈消 第 号  
年 月 日

消防課長

所属長

機械器具整備申請書

申請種別						
申請機械器具	種類・品名					
	型 式					
	管理形態					
	配備年月日	年 月 日				
申請理由						
装備施設係の 意見及び処理						
消防課 決裁欄	課長	主幹	補佐	係長	係員	備 考

第6号様式 (第30条関係)

車 両 出 動 報 告 書

所属名

車 両 名	開始 終了	用 務	場 所	人 員 (人)	走 行 (km)	作 業 時 間	担 当 者	点 検 結 果	備 考

第7号様式 (第31条関係)

機 関 使 用 状 態 月 報

( 年 月分)

年 月 日

所属および車名	奈良消局					奈良消
報告者階級氏名						
機 関 使 用 状 態						
報 告 種 別	出 動 種 別					合 計
	水 火 災	救 助	救 急	警 戒	その他 ※ ( ) 内はPTO作業	
出 動 回 数					( )	回
出 動 延 時 間					( )	
走 行 距 離						km
出 動 延 人 員						人

第8号様式(第31条関係)

機関使用状況月報

年 月 日

消防局長

消防課長

奈良市消防局所属車両 年 月中の使用状況は、次のとおりです。

所 属	車 名	時間及び 出 動	出 動 種 別					延人員 (人)	走行距離 (km)
			水火災	救 助	救 急	警 戒	その他※( )内はPTO作業		
	総合計	延べ時間					( )		
		出動回数					( )		
		延べ時間							
		出動回数							
		延べ時間							
		出動回数							
		延べ時間							
		出動回数							
		延べ時間							
		出動回数							
		延べ時間							
		出動回数							
		延べ時間							
		出動回数							
		延べ時間							
		出動回数							
		延べ時間							
		出動回数							

第9号様式(第32条関係)

自動車燃料受渡伝票

所属名 \_\_\_\_\_

車両名 \_\_\_\_\_

補給者 \_\_\_\_\_

給油所 \_\_\_\_\_

補給月日	燃料補給名	数量
月 日	ガソリン	
	軽油	
	オイル	



第10号様式 (第32条関係)

自動車燃料注油状況報告書

( 年 月分)

年 月 日

所属および車名	奈消局 奈良消					
報告者階級氏名						
注油燃料合計	ガソリンレギュラー	ガソリンハイオク	軽油	オイル2サイクル	オイル4サイクル	オイルディーゼル
	プロパン					
注 油 内 訳						
注油月日	注油品名	注 油 量	自家注油・給油所名	注 油 者 名		
月 日		L				
月 日		L				
月 日		L				
月 日		L				
月 日		L				
月 日		L				
月 日		L				
月 日		L				
月 日		L				
月 日		L				
月 日		L				
月 日		L				

第11号様式(第33条関係)

機 関 台 帳									
登 録 番 号 奈良市消防局自動車番号 購 入 年 月 車 体、年 式、型 式									
配 置 場 所	年 月 日								
	年 月 日								
	年 月 日								
	年 月 日								
	年 月 日								
	年 月 日								
装 備 品 目									
	品 名	数	品 名	数	品 名	数	品 名	数	
付 属 品	ホースカー 吸水管 消火栓用吸 水管 ストレーナ 藤 籠 スタンドパ イプ ボツクスス パナ								
	積 込 品	木 槌 麻 縄 枕 木							
工 具 類	ジャツキー レバー 油 差 グリスカン モンキー大 モンキー小 スパナー タイヤレバ ー		プラグ枝スパナ ー オイルコツク枝 両口スパナー 片口スパナー イ ギ リ ス ハ ン マ ー ドライバー大		ドライバー 小 レンチスパ ナー 手押エヤポ ンプ				

修 理 項 目 (機関日誌)										
故障年月日	完了年月日	修 理 箇 所	取替部品名	修 理 業 者	備 考					
燃料消費の部 (機関日誌)										
月 日	理 由	場 所	走行	時間	放 水		計	補 給 量	残高	乗車 人員
					時間	使用 量				

第12号様式(第36条関係)

年 月 日

消防課長

所属長

消耗品等交付申請書

申請消耗品	種類・品名					
	型 式					
	管理形態					
	配備年月日		年 月 日			
申請理由						
装備施設係の 意見及び処理						
消防課 決裁欄	課長	主幹	補佐	係長	係員	備 考
所属長確認		所 属	署・課 分署			
		担当者 階級・氏名				

(令和 5 年 3 月 31 日揭示済)

## 教 育 委 員 会

### 奈良市教育委員会告示第 5 号

奈良市文化財保護条例（昭和 53 年奈良市条例第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 24 日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第 9 条の規定に基づき告示します。

令和 5 年 3 月 24 日

奈良市教育委員会  
教育長 北 谷 雅 人

分類	件 名	数量	所有者・所在地	備考
彫刻	木造地藏菩薩半跏像	1 軀	南明寺 奈良市阪原町 1005	平安時代
名勝	正暦寺福寿院庭園		奈良市菩提山町 53、55、58、59、 68、68-2、138-1 の一部、146、 148、149、150、151、152、154、 157、256	

(令和 5 年 3 月 24 日揭示済)

奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。  
令和 5 年 3 月 27 日

奈良市教育委員会  
教育長 北 谷 雅 人

### 奈良市教育委員会規則第 2 号

奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年奈良市条例第 49 号）の規定に基づく奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護については、市長が保有する個人情報の保護の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則及び奈良市教育委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 奈良市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成 14 年奈良市教育委員会規則第 5 号）

(2) 奈良市教育委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規則（平成 27 年奈良市教育委員会規則第 20 号）

(令和 5 年 3 月 27 日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 5 年 3 月 29 日

奈良市教育委員会  
教育長 北 谷 雅 人

### 奈良市教育委員会規則第 3 号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和 53 年奈良市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正す

る。

第2条第3項教育部の部分中「地域学校連絡係」を「地域学校連携係」に、「学校教育課 総務係 指導係 ICT 教育推進係 情報システム係」を「学校教育課 総務係 指導係 研修・研究係 教育DX推進課 企画整備・総務係 教育ICT推進係」に改める。

第3条中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、同条第12号中「改廃」の次に「の手續」を加え、同号を同条第10号とし、同条第13号を同条第11号とする。

第5条人事係の部分の第5号中「特別支援教育支援員」の次に「の配置」を加える。

第6条地域学校連携係の部分中第3号を削る。

第9条指導係の部分の第7号中「スクールサポート」を「学校サポート」に改め、同部分中第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) キャリア教育に関すること。

(13) 国際交流に関すること。

第9条中 ICT 教育推進係の部分及び情報システム係の部分削り、同条に次のように加える。

研修・研究係

(1) 教職員研修に関すること。

(2) 教育計画、教育内容及び教育方法の調査研究に関すること。

(3) カリキュラム開発に関すること。

(4) 教員の個別訪問研修の実施に関すること。

(5) 児童生徒に係る訪問指導による教員への支援に関すること。

第9条の2中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「見守りに関する」を「見守りに係る」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 安全教育の指導助言に関すること。

第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

(教育DX推進課)

第9条の2 教育DX推進課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

企画整備・総務係

(1) 情報化施策及び情報システムの最適化に関すること。

(2) 情報セキュリティに関すること。

(3) デジタルトランスフォーメーションの推進に向けた調査、立案及び総合調整に関すること。

(4) 情報システムの導入及び維持管理に関すること。

(5) 課の庶務に関すること。

教育ICT推進係

(1) 教育におけるデータ活用に関すること。

(2) デジタルトランスフォーメーションの推進に係る指導助言に関すること。

(3) 情報教育に関すること。

(4) 学力・学習状況調査に関すること。

(5) 体力・運動能力調査に関すること。

(6) 教育コンテンツに関すること。

第10条給食係の部分中第5号の次に次の1号を加える。

(6) 食育に関すること。

第12条第1項中「教育監」を「CIO補佐官」に改め、同条第2項中「及び高等学校事務室」を削り、同条第12項中「教育監」を「CIO補佐官」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月29日掲示済)

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

### 奈良市教育委員会規則第4号

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育センター組織に関する規則（平成23年奈良市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「研修・研究係 教育相談係」を「教育相談係 特別支援係」に改める。

第4条総務係の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条研修・研究係の部分中第2号を削り、同条教育相談係の部分中第2号を削り、同部分の第3号中「関係機関等」を「不登校児童生徒の教育相談及び支援に係る関係機関等」に改め、同号を同部分の第2号とし、同部分の第4号中「適応指導教室」を「公設フリースクール等」に改め、同号を同部分の第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 部内の他課の主管に属さない教育相談及び支援に関すること。

第4条に次のように加える。

特別支援係

(1) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育相談及び支援に関すること。

(2) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育相談及び支援に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(3) 奈良市教育支援委員会に関すること。

(4) 通級指導教室に関すること。

(5) 特別支援教育支援員の指導助言に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月29日揭示済)

### 奈良市教育委員会訓令甲第1号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月29日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条部長及び理事共通の部分中第18号を第20号とし、第14号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、第13号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 奈良市青少年野外活動センター及び教育機関（学校を除く。）の開館時間、入館時間、休館日等の変更及び臨時休館、臨時開館等の決定

第3条部長及び理事共通の部分中第12号を第13号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 審査請求に関する措置（奈良市事務専決規程第3条第5号及び第4条第1項総務部長の部分の第8号に規定するものを除く。）

第3条部長の部分中第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

(1) 予定価格5,000万円未満の工事の施行の決定

(2) 施行決定後の工事請負契約の締結及び当該契約に係る支出負担行為の決定並びにその工期の延長の決定

(3) 既定方針どおりの事業用地の買収及び支障物件の移転等の補償

第5条課長等共通の部分の次に次のように加える。

工事主管課長（工事の施行を主管する課（これに相当するものを含む。）の長をいう。）共通

(1) 予定価格1,000万円未満の工事の施行の決定

(2) 施行決定後の1件5,000万円未満の工事請負契約の締結及び当該契約に係る支出負担行為の決定並びにその工期の延長の決定

(3) 検査員(所属職員に限る。)の指名及び現場監督員の選任

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月29日揭示済)

## 選挙管理委員会

### 奈良市選挙管理委員会告示第12号

奈良市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定めます。

令和5年3月30日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

奈良市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年奈良市条例第49号)の規定に基づく奈良市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護については、市長が保有する個人情報の保護の例による。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(奈良市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程及び奈良市選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 奈良市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成14年奈良市選挙管理委員会告示第8号)

(2) 奈良市選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成27年奈良市選挙管理委員会告示第50号)

(令和5年3月30日揭示済)

## 農業委員会

### 奈良市農業委員会告示第4号

奈良市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程をここに告示する。

令和5年3月24日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

奈良市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年奈良市条例第49号)の規定に基づく奈良市農業委員会が保有する個人情報の保護については、市長が保有する個人情報の保護の例による。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(奈良市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程及び奈良市農業委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 奈良市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成14年奈良市農業委員会告示第4号)

(2) 奈良市農業委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成27年奈良市農業委員会告示第19号)

(令和5年3月24日揭示済)



## 議

## 会

## 奈良市議会規程第1号

奈良市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市議会議長 北 良 晃

奈良市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年奈良市条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組員等記号・番号

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組員等記号・番号

(12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第

5項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
  - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
  - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
  - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
  - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
    - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
    - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
  - (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、別記第1号様式によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示

請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
  - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
  - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の通知）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（開示決定通知書等）

第12条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書（別記第2号様式）とする。

2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（別記第3号様式）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（別記第4号様式）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（別記第5号様式）とする。

（第三者意見照会書等）

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（別記第6号様式）により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書（別記第7号様式）とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（別記第8号様式）とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（別記第9号様式）とする。

（保有個人情報の開示の実施）

第16条 保有個人情報を開示する場合において、保有個人情報が記録されている行政文書を閲覧する者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 議長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

3 保有個人情報を開示する場合において、保有個人情報が記録されている行政文書の写しを交付するときの交付部数は、一の請求につき1部とする。

(電磁的記録の開示方法)

第17条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

4 第1項各号に規定する電磁的記録を複写したものの交付を行う場合は、議会が用意した電磁的記録の媒体を用いることとする。

(開示の実施の方法等の申出)

第18条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(写しの交付及び送付に要する費用)

第19条 条例第30条第2項の規定による写しの交付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 写しの交付を受ける者は、写しの作成に要する費用を前納しなければならない。

3 条例第30条第2項の規定による送付に要する費用は、納付書により納付しなければならない。

(訂正請求書)

第20条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、別記第10号様式によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第21条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書(別記第11号様式)とする。

2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(別記第12号様式)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第22条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(別記第13号様式)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第23条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(別記第14号様式)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第24条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(別記第15号様式)とする。

(利用停止請求書)

第25条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、別記第16号様式によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第26条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書(別記第17号様式)とする。

2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書(別記第18号様式)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第27条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（別記第19号様式）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第28条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（別記第20号様式）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第29条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（別記第21号様式）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（奈良市議会が保有する個人情報の保護に関する規程及び奈良市議会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の廃止）

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 奈良市議会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成24年奈良市議会規程第7号）

(2) 奈良市議会が保有する特定個人情報の保護に関する規程（平成27年奈良市議会規程第1号）

（経過措置）

3 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「奈良市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年奈良市議会規程第1号）の施行後遅滞なく」とする。

別表（第19条関係）

行政文書の種別	写しの作成の方法	費用負担の額
文書又は図画	複写機により複写したもの(モノクロ単色刷りでA3判までの用紙に限る。)	1枚につき10円
	複写機により複写したもの(多色刷りでA3判までの用紙に限る。)	1枚につき30円
	複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの	作成に要する費用に相当する額
マイクロフィルム	印刷したものを複写機により複写したもの(モノクロ単色刷りでA3判までの用紙に限る。)	1枚につき10円
写真フィルム	印画紙に印画したもの	作成に要する費用に相当する額
電磁的記録	録音テープに複写したもの	1巻(120分)につき200円
	ビデオテープに複写したもの	1巻(120分)につき300円
	用紙に出力したものを複写機により複写したもの(モノクロ単色刷りでA3判までの用紙に限る。)	1枚につき10円
	用紙に出力したものを複写機により複写したもの(多色刷りでA3判までの用紙に限る。)	1枚につき30円
	光ディスク(CD-R700MB又はDVD-R4.7GB)に複写したもの	1枚につき100円
	上記以外の電磁的記録の媒体に複写したもの	作成に要する費用に相当する額

備考 用紙の両面に複写した文書、図面等については、片面を1枚として計算する。

別記

第1号様式(第9条関係)

開示請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市議会議長

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ Tel. ( ) \_\_\_\_\_

奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他( ) <実施の希望日> 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。
--

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

（ア）本人の状況 未成年者（      年      月      日生） 成年被後見人  
任意代理人委任者

（ふりがな）

（イ）本人の氏名 \_\_\_\_\_

（ウ）本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（      ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（      ）



第2号様式(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市議会議長



開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

- 1 開示する保有個人情報(全部開示・部分開示)

[Empty box for disclosure details]

- 2 不開示とした部分とその理由

[Empty box for non-disclosure reasons]

※ 余白にこの処分について不服がある場合における審査請求及び取消訴訟の教示を記載する。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for disclosure purpose]

- 4 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等  
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所  
期間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝日を除く。)  
時間：  
場所：  
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用

<本件連絡先>  
奈良市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

第3号様式(第12条関係)

第 号

年 月 日

様

奈良市議会議長

印

開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ 余白にこの処分について不服がある場合における審査請求及び取消訴訟の教示を記載する。

<本件連絡先>

奈良市議会事務局

(担当者名)

(電話)

第4号様式(第13条関係)

第 号

年 月 日

様

奈良市議会議長

印

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(開示決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>

奈良市議会事務局

(担当者名)

(電話)

第5号様式 (第14条関係)

第 号

年 月 日

様

奈良市議会議長

印

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年奈良市条例第56号）第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>

奈良市議会事務局

(担当者名)

(電話)

第6号様式 (第15条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市議会議長



第三者意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	奈良市議会事務局 (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>  
奈良市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

第7号様式 (第15条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市議会議長

印

第三者意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	奈良市議会事務局 (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>  
奈良市議会事務局  
(担当者名)  
(電話)

第8号様式(第15条関係)

第三者開示決定等意見書

年 月 日

(宛先) 奈良市議会議長

(ふりがな)

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所 \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付で照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

第9号様式(第15条関係)

第 号

年 月 日

様

奈良市議会議長

印

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(あなた、貴社等)から 年 月 日付で「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ 余白にこの処分について不服がある場合における審査請求及び取消訴訟の教示を記載する。

<本件連絡先>

奈良市議会事務局

(担当者名)

(電話)



第10号様式(第20条関係)

訂正請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市議会議長

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ Tel. \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: _____ 日付: _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等: _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

ア 本人の状況 未成年者（      年      月      日生） 成年被後見人  
任意代理人委任者  
（ふりがな）

イ 本人の氏名\_\_\_\_\_

ウ 本人の住所又は居所\_\_\_\_\_

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（      ）

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  
請求資格確認書類 委任状 その他（      ）

第11号様式(第21条関係)

第 号

年 月 日

様

奈良市議会議長



訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

※ 余白にこの処分について不服がある場合における審査請求及び取消訴訟の教示を記載する。

<本件連絡先>

奈良市議会事務局

(担当者名)

(電話)

第12号様式(第21条関係)

第 号

年 月 日

様

奈良市議会議長



訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ 余白にこの処分について不服がある場合における審査請求及び取消訴訟の教示を記載する。

<本件連絡先>

奈良市議会事務局

(担当者名)

(電話)

第13号様式(第22条関係)

第 号

年 月 日

様

奈良市議会議長

印

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>

奈良市議会事務局

(担当者名)

(電話)

第14号様式 (第23条関係)

第 号

年 月 日

様

奈良市議会議長

印

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年奈良市条例第56号）第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

奈良市議会事務局

(担当者名)

(電話)

第15号様式(第24条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市議会議長

印

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(市長等)に提供している次の保有個人情報については、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

<本件連絡先>

奈良市議会事務局

(担当者名)

(電話)

第16号様式(第25条関係)

利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市議会議長

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開 示を受けた保有個人 情報	開示決定通知書の文書番号: _____ 日付: _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等: _____
利用停止請求の趣旨 及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 本人 法定代理人 任意代理人

2 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他( \_\_\_\_\_ )

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。



3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

ア 本人の状況 未成年者（      年      月      日生） 成年被後見人  
任意代理人委任者  
（ふりがな）

イ 本人の氏名 \_\_\_\_\_

ウ 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（      ）

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  
請求資格確認書類 委任状 その他（      ）

第17号様式(第26条関係)

第 号

年 月 日

様

奈良市議会議長



利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

※ 余白にこの処分について不服がある場合における審査請求及び取消訴訟の教示を記載する。

<本件連絡先>

奈良市議会事務局

(担当者名)

(電話)

第18号様式(第26条関係)

第 号

年 月 日

様

奈良市議会議長

印

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

※ 余白にこの処分について不服がある場合における審査請求及び取消訴訟の教示を記載する。

<本件連絡先>

奈良市議会事務局

(担当者名)

(電話)

第19号様式(第27条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市議会議長



利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日(利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>

奈良市議会事務局

(担当者名)

(電話)

第20号様式(第28条関係)

第 号

年 月 日

様

奈良市議会議長



利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第43条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
条例第43条第1項 の規定(利用停止決 定等の期限の特例) を適用する理由	
利用停止決定等をす る期限	年 月 日

<本件連絡先>

奈良市議会事務局

(担当者名)

(電話)

第21号様式(第29条関係)

第 号  
年 月 日

様

奈良市議会議長

印

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの奈良市議会議長に対する審査請求について、次のとおり奈良市個人情報保護審議会に諮問したので、奈良市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年奈良市条例第56号)第45条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・諮問 号

<本件連絡先>

奈良市議会事務局

(担当者名)

(電話)

(令和5年3月31日揭示済)